

種苗法改正について慎重な審議を求める意見書

新型コロナウイルス感染症対策として国民の生命と財産に直結する医療対策や経済対策に注力しなければならない緊急事態の最中、国において品種登録をした農産物(以下「登録品種」)の国外流出の防止を図ること等を目的とした種苗法の改正が検討されており、その改正内容の一つとして、農業者が登録品種の自家増殖を行う場合に、育成者権者の許諾を必要とすることが盛り込まれている。登録品種の国外流出の防止を図ることは、我が国が誇る農業における知的財産権を保護する観点から重要であり、その措置を講ずることは必要である。

しかしながら、これまで農業者が登録品種を作付用の種苗として使う自家増殖は一部を除いて原則として認められており、今回の改正によって原則として、全ての登録品種の自家増殖が許諾制になることで、許諾に関する事務手続や費用負担の増加などが見込まれ、農業経営等に影響を与えることが懸念される。

また、この新型コロナウイルス感染症問題によって国際社会秩序に急激な変革が促される可能性が拡大しつつある国際情勢の中で、農業の国際競争力の強化も非常に重要な論点ではあるが、食糧自給率の低い我が国の食を支える農業者の尊い権利に制限をかけることで、食の様々な安全安心が損なわれる可能性にもつながりかねないと考えられる。

農業は国家の繁栄を築き上げる土台となる重要な産業である。今回の改正を機に、農業の根幹について国民的議論の喚起を促すための措置を講じられることともに、慎重なる審議を行うよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月25日

泉佐野市議会